

東食国保組合の組合員の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、
次の要件を満たす方は、

保険料が減免となります。

対象期間 令和2年2月1日から令和3年3月31日 納期限分

【保険料の減免の対象となる方】

①新型コロナウイルス感染症により、
主たる生計維持者が死亡した世帯の方

⇒ 保険料を全部免除

②新型コロナウイルス感染症により、
主たる生計維持者が重篤な傷病を負った世帯

⇒ 保険料を全部免除

③新型コロナウイルス感染症の影響により、
組合員の収入減少^(※)が見込まれる世帯の方

⇒ 保険料の全部
又は一部を免除

※保険料が減免される具体的な要件

組合員の事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、
前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること

注:申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

○**保険料の減免月数**は、事業収入等に係る減少率に応じて下記の
表の各区分に掲げる月数です。

減少率	減免月数
5 / 10以上	14ヶ月
5 / 10未満 4 / 10以上	10ヶ月
4 / 10未満 3 / 10以上	7ヶ月

ご自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、まずは
東食国保各総合事務所もしくは組合本部(業務部)にお問い合わせ下さい。

ホームページから申請書等を印刷できます。

HP: <https://www.toshoku-kokuho.or.jp/>

東食国保

検索



<お問い合わせ先>

銀座総合事務所 TEL 03-3542-0161

恵比寿総合事務所 TEL 03-5458-1631

新宿総合事務所 TEL 03-3363-3791

池袋総合事務所 TEL 03-3984-6701

立川総合事務所 TEL 042-524-7020

組合本部(業務部) TEL 03-3404-0123